

●令和3年度 監査テーマ 債権管理に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第3 2. 債権管理に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見

(3)国民健康保険料

②日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)	区分
4	文書による催告対象の選定方法について 〔報告書65ページ〕	○滞納額が高額であるものから抽出して高額滞納世帯を重点的に催告書の送付対象とする方式を採用するため、過年度の滞納者の中には、文書による催告の対象から外れる者が生じ、1年以上の期間、1回も文書による催告の対象となっていないものが見受けられた。 ○滞納者の全員に対して、少なくとも年度ごとに1回以上は催告書を送付できるよう、改善されたい。	国民健康保険室 (国民健康保険担当)	滞納システムより滞納者リストを抽出、滞納者の氏名ごとに担当者分けし、リストを管理しながら年度を通して計画的に催告書を送付する体制とした。管理職員がダブルチェックを行い、送付漏れがないように管理し、令和4年度は漏れなく実行した。	措置・ 改善 済
5	分納誓約に至った案件の重点的管理について 〔報告書66ページ〕	○滞納者が来庁して、分割納付誓約が行われ、分割納付誓約書の取得にまでは至っているものの、その後全く納付がなく、また、それに対し、所管課から「約束した分割納付が守られていない」という趣旨の文書催告を行うことができていない事案が、比較的多く見受けられた。 ○分割納付誓約書が提出された案件については、特に、その納付期間の初期における管理が非常に大きな意味を持つため、分納中の案件の機械的、合理的な抽出方法を取り入れ、納付の有無を確認し、分割納付誓約書が提出されているにもかかわらず、支払が滞っている者への対応を早期に行う必要がある。	国民健康保険室 (国民健康保険担当)	令和4年度は、分納管理について専属の担当を設け、滞納システムを通じて分納履行状況を監視したうえで、分納誓約日を起算として定期的に不履行者抽出を行い、不履行後2～3か月以内には催告書を送付する体制にした。また、専属の担当は係長を含めた複数名とし、相互チェックを行うことで、送付漏れを防止する体制とした。	措置・ 改善 済

(8)母子父子寡婦福祉資金貸付金

②日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)	区分
14	滞納債権に関する一括償還請求手続について 〔報告書136ページ〕	○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において、資金の貸付けを受けた者が償還金の支払を怠ったときには、一時償還を請求できるとされており、「貸付マニュアル」においても同様の記載がある。 ○所管課においては、償還期限が到来している金額のみを滞納債権として取り扱い、弁護士事務所への移管についても、償還期限が到来していない金額を含めた滞納者に対する債権の総額を一括して移管するのではなく、償還期限が到来している債権のみを移管対象としている。 ○滞納債権の回収可能性は滞納者の資産状況により影響を受けるものであり、償還期限到来の有無で対応を変えることに意味はなく、今後は、償還期限到来の有無にかかわらず同一滞納者に対する債権は一括して手続を実施し、早期に対応を図るべきである。	子どもの育ち見守りセンター	「貸付マニュアル」に基づき、償還金の支払を怠った者に対し、一時償還の請求を行った。 償還期限が到来していない金額を含めた、滞納者に対する債権の総額を一括して債権回収業務委託先へ移管できるよう、令和5年度からの委託契約仕様書に盛り込んだ。	措置・ 改善 済